

大磯町個人情報保護制度運営審議会公募町民委員応募要領

本町の個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、大磯町個人情報の保護に関する条例に基づき、町長の附属機関として大磯町個人情報保護制度運営審議会を設置しています。

このたび、町民参加により幅広い町民の意見を反映していくため、委員として参加してくださる方を募集します。

1 募集人数

1人

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしている方

- (1) 町内に在住していること。
- (2) 令和7年3月1日現在で満18歳以上であること。
- (3) 平日開催の審議会に出席できること。
- (4) 次に掲げる者でないこと。

ア 国・地方公共団体の議会議員

イ 常勤の国家・地方公務員

3 任期

委嘱の日（令和7年3月1日を予定）から2年間

4 報酬

6,500円／回

※ 諮問に応じて随時開催します。

※ 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例によります。

5 応募方法

「大磯町個人情報保護制度運営審議会公募町民委員申込書」に小論文を添えて、郵送、電子メール又は持参により下記提出先に提出してください。（電子メールの場合はファイルを添付してお送りください。）

小論文のテーマは、「あなたが考える個人情報保護について」で、次のいずれかの様式により800字以内で記述してください。

内容は、主旨・論点を明確にし、現状を踏まえた上での提案を記述するなど、具体性を伴うものとしてください。

- (1) A4横書きの400字詰め原稿用紙
 - (2) パソコン等で作成する場合は、A4用紙横書き20字20行 文字サイズ18ポイント
- 公募町民委員申込書は、役場1階ロビー、国府支所に置いてあります。なお、町ホームページ（<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>）からダウンロードもできます。

6 応募期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月17日（金）まで

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、期間内の平日午前8時30分から午後5時15分までで受け付けます。

7 提出先

〒255-8555 大磯町東小磯183番地
大磯町政策総務部総務課（役場本庁舎3階）
e-mail hosei@town.oiso.kanagawa.jp

8 その他

委員は、選考会での選考を経て決定します。

9 問い合わせ

大磯町政策総務部総務課総務法制係
電話 0463-61-4100 内線210